

別表2-2

番号※	記号※	ページ	実施機関が非公開とした部分（その内容）	審査会の判断	審査会が非公開妥当と判断した部分
(2)	イ	1ページ	「報告書」の報告内容の「(1)現在の日進園芸センター（産直施設）の運営について①産直会員の制度」の内、8行目8文字目から13文字目まで（産直会員の実働人数）	公開	—
(2)	イ	2ページ	「報告書」の報告内容の「(1)現在の日進園芸センター（産直施設）の運営について②産直施設の現状」の内、1行目9文字目から14文字目まで、2行目14文字目から20文字目まで（売場面積）、8行目2文字目以降全部（産直施設の出品に関する記述）、12行目37文字目以降全部、13行目全部（産直施設の立地に関する記述）、15行目6文字目以降全部（産直施設の出品に関する記述）	公開	—
(2)	イ	2ページ	「報告書」の報告内容の「(1)現在の日進園芸センター（産直施設）の運営について③出品管理」の内、2行目2文字目から11文字目まで（抜き打ち検査に関する記述）、6行目2文字目以降全部、7行目全部（出品管理に関する記述）	公開	—
(2)	イ	2ページ	「報告書」の報告内容の「(1)現在の日進園芸センター（産直施設）の運営について②産直施設の現状」の内、16行目15文字目から18文字目まで、21文字目以降全部、17行目全部。（会員の売上高に関する記述）	非公開	全部
(2)	イ	2ページ	「報告書」の報告内容の「(2)ライスセンター建設計画と今後の日進園芸センターの運営について」の内、2行目17文字目から18文字目まで（ライスセンター完成年度）、3行目13文字目以降全部（ライスセンター完成後の日進園芸センターに関する記述）、4行目19文字目以降全部、5行目全部（カントリーエレベーター廃止に関する記述）、6行目2文字目以降全部、7行目全部（ライスセンター完成後の日進園芸センターの運営に関する記述）	公開	—
(2)	イ	3ページ	「報告書」の報告内容の「(3)「道の駅」における産直施設について」の内、3行目2文字目以降全部、4・5行目全部、6行目2文字目以降全部、7・8行目全部	公開	—
(2)	イ	3ページ	「報告書」の報告内容の「(4)体験農園の運営について」の内、3行目2文字目以降全部、4行目2文字目以降全部、5行目全部（体験農園（貸農園）事業を行っていない理由）、6行目2文字目以降全部、7行目全部（体験農園の運営に関する記述）	公開	—
(2)	イ	3ページ	「報告書」の報告内容の「(5)その他」の内、1行目2文字目から7文字目まで、13文字目から33文字目まで（仕入れ率の高い産直施設に関する記述）、2行目15文字目から17文字目まで、21文字目から27文字目まで、33文字目以降全部、3行目1文字目から13文字目まで（仕入れ率の低い産直施設に関する記述）	公開	—
(2)	ウ	1ページ	「報告書」の報告内容の「(1)産直施設及び日進市における農業の現状について」の内、1ページ目8行目25文字目から38文字目まで（産直施設の経営に関する記述）	公開	—
(2)	ウ	2ページ	「報告書」の報告内容の「(1)産直施設及び日進市における農業の現状について」の内、2ページ目3行目29文字目以降全部、4行目全部（売場面積拡大に関する記述）、8行目2文字目以降全部、9行目全部（産直施設の経営に関する記述）	公開	—
(2)	ウ	2ページ	「報告書」の報告内容の「(2)中部営農センター（日進園芸センター）の移転の可能性について」の内、1行目4文字目及び5文字目（カントリーエレベータを廃止する年）、2行目5文字目以降全部、3行目全部（中部営農センター（日進園芸センター）の今までの課題に関する記述）、7行目2文字目以降全部、8行目全部、10行目2文字目以降全部、11行目全部、12行目2文字目以降全部、13行目全部、14行目2文字目以降全部、15行目全部、16行目2文字目以降全部、17行目2文字目以降全部、（中部営農センター（日進園芸センター）の移転の条件に関する記述）	審査会が非公開妥当と判断した部分を除き公開	「報告書」の報告内容の「(2)中部営農センター（日進園芸センター）の移転の可能性について」の内、2行目27文字目以降全部、3行目全部、7行目20文字目以降全部、8行目全部
(2)	ウ	2ページ	「報告書」の報告内容の「(2)中部営農センター（日進園芸センター）の移転の可能性について」の内、18行目2文字目以降全部、19行目2文字目以降全部、（中部営農センター（日進園芸センター）の事業方針に関する記述）	公開	—

番号※	記号※	ページ	実施機関が非公開とした部分（その内容）	審査会の判断	審査会が非公開妥当と判断した部分
(2)	ウ	3ページ	「報告書」の報告内容の「(4)その他（意見・情報提供等）」の内、1行目2文字目以降全部、2行目全部、3行目2文字目以降全部、4行目及び5行目全部、6行目2文字目以降全部、7行目及び8行目全部（「道の駅」についての意見・情報提供等に関する記述）	公開	—
(2)	エ	1ページ	「報告書」の報告内容の「(1)市商工会の現状と日進市「道の駅」に期待すること」の内、1ページ目2行目40文字目、3行目及び4行目全部、5行目40文字目以降全部、6行目全部（「道の駅」の経営についての意見に関する記述）	公開	—
(2)	エ	2ページ	「報告書」の報告内容の「(1)市商工会の現状と日進市「道の駅」に期待すること」の内、2ページ目23行目2文字目以降全部、24行目全部、25行目2文字目から14文字目まで（「道の駅」の整備についての意見に関する記述）	公開	—
(2)	オ	1ページ	「報告書」の報告内容の「(2)産直施設の品質管理、安全管理の体制について」の内、1ページ目5行目18文字目から27文字目まで（産直会員の主張内容についての記述）、9行目3文字目以降全部、10行目全部（産直施設の品質管理、安全管理に関する記述）	非公開	全部
(2)	オ	2ページ	「報告書」の報告内容の「(2)産直施設の品質管理、安全管理の体制について」の内、2ページ目4行目9文字目以降全部（販売物による事故対応に関する記述）	審査会が非公開妥当と判断した部分を除き公開	「報告書」の報告内容の「(2)産直施設の品質管理、安全管理の体制について」の内、2ページ目4行目10文字目から12文字目まで
(2)	オ	2ページ	「報告書」の報告内容の「(3)運営上で気づいた点や課題、本市が整備を進める中で必要と思われる事項①施設経営」の内、1行目8文字目から16文字目まで、2行目4文字目以降全部（産直施設の経営に関する記述）、11行目18文字目以降全部、12行目全部、13行目2文字目以降全部、14行目及び15行目全部（設計コンサルタントのプランニングについての記述）	審査会が非公開妥当と判断した部分を除き公開	「報告書」の報告内容の「(3)運営上で気づいた点や課題、本市が整備を進める中で必要と思われる事項①施設経営」の内、13行目10文字目から21文字目まで
(2)	オ	2ページ	「報告書」の報告内容の「(3)運営上で気づいた点や課題、本市が整備を進める中で必要と思われる事項②農業者の確保」の内、1ページ目9行目2文字目以降全部、10行目全部（農業者間のトラブルに関する記述）	非公開	全部
(2)	オ	3ページ	「報告書」の報告内容の「(3)運営上で気づいた点や課題、本市が整備を進める中で必要と思われる事項②農業者の確保」の内、2ページ目1行目11文字目以降全部、2行目及び3行目全部（道の駅（日進市）とあぐりん村（長久手市）との連携案に関する記述）	公開	—
(2)	オ	3ページ	「報告書」の報告内容の「(3)運営上で気づいた点や課題、本市が整備を進める中で必要と思われる事項③その他アドバイス等」の内、13行目2文字目以降全部、14行目及び15行目全部（商業的施設を対象とする場合の市民参加手続きについての意見に関する記述）	非公開	全部
(2)	オ	3ページ	「報告書」の報告内容の「(3)運営上で気づいた点や課題、本市が整備を進める中で必要と思われる事項③その他アドバイス等」の内、23行目2文字目以降全部（産直施設についての意見に関する記述）	公開	—
(2)	カ	1ページ	「報告書」の報告内容の「(1)現在の施設の概要について（運営状況等）②現在の施設運営（利用者傾向）の状況」の内、4行目2文字目以降14文字目まで、5行目2文字目以降15文字目まで（施設の利用者傾向に関する記述）	公開	—
(2)	カ	1ページ	「報告書」の報告内容の「(1)現在の施設の概要について（運営状況等）③天然温泉めぐみの湯（温泉施設）」の内、1ページ目1行目26文字目以降全部（温泉施設整備に関する記述）	審査会が非公開妥当と判断した部分を除き公開	「報告書」の報告内容の「(1)現在の施設の概要について（運営状況等）③天然温泉めぐみの湯（温泉施設）」の内、1ページ目1行目31文字目以降全部
(2)	カ	2ページ	「報告書」の報告内容の「(2)産直施設の品質管理、安全管理の体制について②品質管理」の内、1行目19文字目から26文字目まで（出荷会員数の実働人数）、3行目15文字目以降全部（品質の安定化に関する記述）、6行目27文字目以降全部、7行目26文字目以降全部、8行目及び9行目全部（品数、数量の安定供給の方策に関する記述）	公開	—

番号※	記号※	ページ	実施機関が非公開とした部分（その内容）	審査会の判断	審査会が非公開妥当と判断した部分
(2)	ク	1ページ	「報告書」の報告内容の「(1)日進エコ・ステーションの水素ステーションについて」の内、1ページ目1行目11文字目以降全部、2行目全部（利用実績に関する記述）、3行目15文字目以降全部、4行目全部（日進の水素ステーションに関する記述）、6行目9文字目以降全部（オフサイト方式の建設費の額）、9行目9文字目以降全部（オンサイト方式の建設費の額）、12行目2文字目以降全部（日進エコ・ステーションの水素ステーションの運営に関する記述）	審査会が非公開妥当と判断した部分を除き公開	「報告書」の報告内容の「(1)日進エコ・ステーションの水素ステーションについて」の内、1ページ目1行目11文字目以降全部、2行目全部、3行目36文字目から40文字目まで、4行目全部、6行目9文字目以降全部、9行目9文字目以降全部、12行目2文字目以降全部
(2)	ク	2ページ	「報告書」の報告内容の「(1)日進エコ・ステーションの水素ステーションについて」の内、2ページ目2行目9文字目から13文字目（保守点検費の額）、3行目17文字目以降全部（保守点検費用に関する記述）、4行目8文字目から10文字目まで、7行目2文字目以降全部（機器の額に関する記述）、9行目2文字目以降全部（カードル（水素貯蔵タンク）の運搬費用に関する記述）	審査会が非公開妥当と判断した部分を除き公開	「報告書」の報告内容の「(1)日進エコ・ステーションの水素ステーションについて」の内、2ページ目2行目9文字目から13文字目、3行目17文字目以降全部、4行目8文字目から10文字目まで、7行目2文字目以降全部、9行目2文字目から10文字目まで
(2)	ク	2ページ	「報告書」の報告内容の「(2)東邦ガスにおける移動式水素ステーションの事業展開について」の内、1行目2文字目以降全部、2行目2文字目以降全部、3行目及び4行目全部（東邦ガスにおける移動式水素ステーション事業に関する記述）	非公開	全部
(2)	ク	2ページ	「報告書」の報告内容の「(3)日進市内における水素ステーション事業の展開について」の内、1行目2文字目以降全部、2行目、3行目及び4行目全部（日進市内における東邦ガスの水素、5行目14文字目以降全部（日進市内における水素ステーション事業の展開に関する記述）	非公開	全部
(2)	ク	2ページ	「報告書」の報告内容の「(4)その他」の内、1行目23文字目以降全部（水素ステーション事業の現況に関する情報）、4行目2文字目以降全部、5行目全部（水素ステーション事業についての意見に関する情報）	審査会が非公開妥当と判断した部分を除き公開	「報告書」の報告内容の「(4)その他」の内、1行目23文字目以降全部
(2)	ケ	1ページ	「報告書」の報告内容「【相談の趣旨】」の内、1行目35文字目以降全部、2行目1文字目から4文字目まで（豊田通商株式会社に関する記述）	公開	—
(2)	ケ	1ページ	「報告書」の報告内容の「(1)豊田通商における水素ステーションの事業展開について①水素ステーション事業の課題について」の内、1行目2文字目以降全部、2行目2文字目以降全部、3行目2文字目以降全部、4行目から7行目まで全部、8行目14文字目以降全部、9行目全部（事業展開の方針に関する記述）、10行目2文字目以降全部、11行目2文字目以降全部、12行目全部、13行目2文字目以降全部、14行目2文字目以降全部、15行目全部（事業展開の課題に関する記述）	審査会が非公開妥当と判断した部分を除き公開	「報告書」の報告内容の「(1)豊田通商における水素ステーションの事業展開について①水素ステーション事業の課題について」の内、1行目2文字目以降全部、2行目13文字目以降全部、3行目2文字目以降全部、4行目から7行目まで全部、8行目14文字目以降全部、9行目全部、10行目2文字目以降全部、11行目2文字目以降全部、12行目全部、14行目2文字目以降全部、15行目全部
(2)	ケ	2ページ	「報告書」の報告内容の「(1)豊田通商における水素ステーションの事業展開について②日進市が設備等を整備した場合の可能性」の内、1行目2文字目以降全部、2行目全部、3行目2文字目以降全部、4行目全部、5行目2文字目以降全部、6行目2文字目以降全部（事業展開の方針に関する記述）、7行目2文字目以降全部、8行目2文字目以降全部、9行目全部、10行目2文字目以降全部（事業展開の課題に関する記述）、11行目2文字目以降全部、12行目全部、13行目2文字目以降全部（事業展開の可能性に関する記述）	非公開	全部
(2)	コ	1、2ページ	「報告書」の報告内容の「(2)「道の駅」での活動の場を提供する場合、大学連携を活用した活動ができるか」の内、1ページ目4行目2文字目以降全部、2ページ目1行目全部（大学連携を活用した「道の駅」での活動に関する記述）	公開	—
(2)	シ	2ページ	「報告書」の報告内容の「(1)「道の駅」での活動の場を提供する場合、大学連携を活用した活動ができるか【事業提案3：定期的なおはなし会開催等の子育て支援事業】」の内、1ページ2行目2文字目以降全部、3行目2文字目以降全部（活動内容）	公開	—

番号※	記号※	ページ	実施機関が非公開とした部分（その内容）	審査会の判断	審査会が非公開妥当と判断した部分
(2)	シ	3ページ	「報告書」の報告内容の「(1)「道の駅」での活動の場を提供する場合、大学連携を活用した活動ができるか【事業提案3：定期的なおはなし会開催等の子育て支援事業】」の内、2ページ目3行目2文字目以降全部、4行目全部（提案のポイント）	公開	—
(2)	シ	3ページ	「報告書」の報告内容の「(2)その他「道の駅」整備にかかるアドバイス等」の内、8行目2文字目以降全部、9行目全部	公開	—
(2)	ス	1ページ	「報告書」の報告内容の「(1)「道の駅」での活動の場を提供する場合、大学連携を活用した活動ができるか①現在の大学生のボランティア活動」の内、7行目10文字目から34文字目まで（学生の活動参加に関する記述）	公開	—
(2)	ソ	2ページ	「報告書」の報告内容の「(1)「道の駅」での活動の場を提供する場合、大学連携を活用した活動ができるか②事業提案「インバウンド型コンソーシアム」の内、16行目及び17行目全部（費用に関する記述）	公開	—
(2)	ソ	2ページ	「報告書」の報告内容の「(1)「道の駅」での活動の場を提供する場合、大学連携を活用した活動ができるか（その他「道の駅」と大学との連携）③事業提案「市防災訓練における運営のPDCA（経営マネジメント）」の内、3行目全部（市主催の防災訓練への学生参加に関する記述）	公開	—
(2)	ソ	3ページ	「報告書」の報告内容の「(2)その他意見等」の内、2行目13文字目から23文字目まで（長久手市によるリモテラス（古戦場テラス）開設に関する記述）	公開	—
(2)	ソ	3ページ	「報告書」の報告内容の「(2)その他意見等」の内、10行目全部（大学のゼミとの連携についての意見に関する記述）	公開	—
(3)	キ	3ページ	「1. 産直施設の検討(2)近隣の産直施設」の一覧表の内、「JAあいち尾東日進園芸センター」、「道の駅「瀬戸しなの」」、「長久手田園バレー交流施設「あぐりん村」」、「JA知多「げんきの郷」の「売上額」、「経営状況」、「JAあいち尾東日進園芸センター」、「道の駅「瀬戸しなの」」、「長久手田園バレー交流施設「あぐりん村」の「産直会員数（実働人数）」の（）内人数、「品質（安全）管理」の「定期検査」の後の部分	審査会が非公開妥当と判断した部分を除き公開	「1. 産直施設の検討(2)近隣の産直施設」の一覧表の内、「JAあいち尾東日進園芸センター」、「道の駅「瀬戸しなの」」の「売上額」、「JAあいち尾東日進園芸センター」、「長久手田園バレー交流施設「あぐりん村」」、「JA知多「げんきの郷」の「経営状況」
(3)	ス	2ページ	「1-1. 「道の駅」の目的・必要性の整理」の「【産直施設関係】」の一覧表の内、「JAあいち尾東日進園芸センター」、「道の駅「瀬戸しなの」」、「長久手田園バレー交流施設「あぐりん村」」、「JA知多「げんきの郷」の「売上額」、「経営状況」、「産直会員数（実働人数）」の（）内人数、「品質（安全）管理」の「定期検査」の後の部分、「JAあいち尾東日進園芸センター」の「施設規模」の（）内面積	審査会が非公開妥当と判断した部分を除き公開	「1-1. 「道の駅」の目的・必要性の整理」の「【産直施設関係】」の一覧表の内、「JAあいち尾東日進園芸センター」、「道の駅「瀬戸しなの」」の「売上額」、「JAあいち尾東日進園芸センター」、「長久手田園バレー交流施設「あぐりん村」」、「JA知多「げんきの郷」の「経営状況」
(3)	ス	7ページ	「3-1. 農業振興における導入機能の検討」の「〈日進市の産直施設における現状と課題〉」の内、1行目39文字目から40文字目まで、2行目8文字目及び9文字目（JAあいち尾東日進園芸センターの農産物直売スペースの面積）	公開	—

※別表1-1における本件公文書の番号及び資料名の記号を指す。

備考1：行数は、文字が記載された行を上から数えたものである。

備考2：文字数は、当該行の記載のある文字について左から数えたもので、句読点及び記号等の表記も一文字として数えたものである。

備考3：「審査会が非公開妥当と判断した部分」の項中「—」は、審査会が非公開妥当と判断した部分がないことを示すものである。